

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県内のへき地医療や在宅医療に取り組む医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を対象に、適切な医療を受けられる体制確保を目的に、情報通信機器を用いた診療・服薬指導を活用することによる効果、課題等を検証する実証事業を実施し、得られた知見を手引き等に整理し、横展開することで、導入・活用の拡大を図っていく。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年8月3日（月） 午後5時00分

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年8月13日（木） 午後5時00分

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年8月17日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局医療政策課（広島県庁本館6階）

イ 提案書提出期限

令和8年8月19日（水） 午後3時00分

ウ 提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。

エ 提案書を取り下げる場合は、辞退届【様式7】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、辞退届【様式7】を提出するものとする。また、辞退届【様式7】の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

オ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 実施場所：オンライン会議システム（Zoom）を利用したオンラインでの実施

イ 実施日時：令和8年8月21日（金）（予定）

ウ 時間：1提案あたりの説明時間は、プレゼンテーション20分、質疑応答10分

エ 出席者：公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書【様式１】に添付しなければならない。

- ① 会社概要説明書【様式２】
- ② 誓約書【様式３】
- ③ 機密データの保存等に関する申出書【様式４】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「２(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問・回答書【様式５】により、電子メールで提出すること。

《送付先アドレス》fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和８年度 情報通信機器を用いた診療・服薬指導にかかる実証事業コンサルティング業務仕様書についての質問」とし、送信後、提出先（広島県健康福祉局医療政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。

電話：(080) 513-3081（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局医療政策課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和８年８月２６日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和８年８月２７日（木）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル説明書（様式集）【様式 1 ～ 7】
- ☐ 仕様書
- ☐ 業務委託契約書（案）
- ☐ 業務委託契約約款
- ☐ 機密情報取扱特記事項
- ☐ 情報セキュリティに関する特記事項
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領及び参考様式

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局医療政策課

医療DX担当

電話 082-513-3081（ダイヤルイン）

担当 藤井・薮下

電子メールアドレス fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp